認可外保育施設におけるICT化推進等事業実施要領

1 事業の目的

認可外保育施設における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 対象施設

(1) 3 (1) の事業を実施する場合

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に基づく届出を行っている認可 外保育施設(認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)とする。

(2) 3 (2) の事業を実施する場合

児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日付こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知)に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設とする。

3 対象事業

- (1) 認可外保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用 (機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。)の一部 を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保育に係る計画・ 記録に関する機能、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求 に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負 担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。
- (2) 認可外保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、保育に係る計画・記録に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用(機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。)の一部を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

4 留意事項

(1) 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する認可外保育施設に おいては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画(注)にシ ステムを活用した安全管理の取組について明記すること。

- (2) 1施設1回に限り補助するものとする。
- (3)システムを導入するに当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (4) 導入を行うシステム等の機能及び費用が確認できる資料を提出すること。また、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画、システム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書を提出すること。

(注) 安全計画

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)の(別添)認可外保育施設指導監督基準において、各施設において策定することとされた安全計画

認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 対象施設

認可外保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の2に基づく届出を行っている施設(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(以下「認可外の居宅訪問型保育事業」という。)を除く。)であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

3 対象事業

睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。
- ①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- ②施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)
- ③既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業
- (2) 本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限り ではない。

5 実施要件

実施については、以下①~④を満たすものとする。

- ① 対象児童については、0~2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、②に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。
- ② 対象機器については、①に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、 睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これら と同等の機能を持つ機器(例:午睡チェック、無呼吸アラームなど)とする。

※機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

- ③ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。
- ④ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

保育環境向上等事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村(中核市を除く。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷 等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業。

4 対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。) を行う事業所

5 対象事業の制限

- (1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。
 - ①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
 - ②施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)
 - ③冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業
- (2) 本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限り ではない。

障害児受入促進事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村(中核市を除く。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児(人口呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。)(以下、「障害児等」という。)を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

4 対象施設

当該年度中又は翌年度中に障害児等の受入れを予定している保育所、認定こども園、 家庭的保育事業所及び小規模保育事業所

5 対象事業の制限

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2)施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

熱中症対策事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村(中核市を除く。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業。

4 対象施設

保育所及び認定こども園(地方公共団体が運営するものを除く。)、家庭的保育事業所、 小規模保育事業所

5 対象事業の制限

- (1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。
 - ①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
 - ②施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)
- (2) 本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限り ではない。

感染症対策のための改修整備等事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子 どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村(中核市を除く。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行う事業。

4 対象施設

保育所及び認定こども園(地方裁量型認定こども園を除く)、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所

5 対象事業の制限

- (1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。
 - ①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
 - ②施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)
 - ③既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業
- (2) 本事業の実施については、補助を受けてから10年経過後に再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限り ではない。